

令和3年4月介護報酬改定にかかる留意事項について

令和3年3月 大津市介護保険課 事業所施設係

1 利用料変更等に伴う利用者等の同意について

令和3年度の報酬改定に伴い、重要事項説明書等の内容に変更が生じます。重要事項説明書等の内容を変更する場合、あらためて利用者やその家族に説明を行い、同意を得る必要があります。

すでに利用されている方については、変更となる利用料金や新たに算定する加算など、変更された内容がわかる書面（重要事項説明書等）を用いて説明し、同意を得てください。同意にあたっては、解釈通知において「同意については、利用者及び事業者双方の保護の立場から書面によって確認することが望ましい」とされており、署名・押印による確認を推奨します。ただし、利用者及びその家族等（以下「利用者等」といいます。）の利便性向上等の観点から、利用者等への説明を十分に行い、理解を得た上で、「説明し理解を得た日時」「説明方法」「説明した相手方」等を明確に記録しておくことで、署名・押印を省略する手法も可能とします。この場合において、**単に資料を送付したことをもって同意に代えることは認められませんので、必ず説明を十分に行い、理解を得るようにしてください。**

なお、解釈通知（案）において、電磁的方法による同意として「電子メールにより利用者等が同意の意思表示」が例示されていることを申し添えます。（この場合も、単にメールにて資料を送付しただけでは、同意に代えることは認められません。）

また、令和3年4月以降に新たに利用される方については、新たな重要事項説明書を用いて、書面にて説明し、署名・押印にて同意を得るようにしてください。（解釈通知（案）の電磁的方法も可能です。）

2 料金表を作成する上の留意点について

新型コロナウイルス感染症に対応するための特例的な評価として、全サービスにおいて、令和3年4月から同年9月までの間、基本報酬に0.1%上乗せされます。利用者負担に影響があるため、当該評価を盛り込んだ料金表の作成が必要になります。しかしながら、対象期間が9月までと短期間であることを鑑み、事業者の事務負担軽減の観点から、次の方法も可能とします。

【対応の例】

今般の報酬改定による単位に基づいた料金表（10月から適用される金額による料金表）を作成の上、注意書きとして「令和3年4月から9月までの間、基本報酬に0.1%上乗せされます。」等を記載すること。

（この例にて、4月に利用者の同意を得た場合は、10月に改めて同意を得る必要はありません。）

3 介護職員処遇改善加算・介護職員等特定処遇改善加算について

令和3年度の計画書の提出期限は、特例により令和3年4月15日（木）まで延長されています。計画書のひな型は、厚生労働省から提供され次第、大津市ホームページに掲載します。